

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2022年9月23日乗車となるものから適用する。ただし、別表第1号の3にかかる改正規定については、2022年10月1日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
(用語の意義)	(用語の意義)
<b>第3条</b> この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。	<b>第3条</b> この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとする。
(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。	(1) 「当社線」とは、当社の経営する鉄道をいう。
(1)の2 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。	(1)の2 「旅客鉄道会社」とは、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社をいう。
(1)の3 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。	(1)の3 「旅客鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社の経営する鉄道をいう。
(1)の4 「地方交通線」とは、別表第1号に掲げる営業線をいう。	(1)の4 「地方交通線」とは、別表第1号に掲げる営業線をいう。
(1)の5 「幹線」とは、地方交通線以外の営業線をいう。	(1)の5 「幹線」とは、地方交通線以外の営業線をいう。
(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線をいう。	(1)の6 「新幹線」とは、東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、鹿児島本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、東北新幹線、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、北陸新幹線、九州新幹線、 <u>北海道新幹線、長崎本線（新幹線）及び西九州新幹線</u> をいう。
(中略)	(中略)
(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線） <u>及び</u> 鹿児島本線（新幹線）に対する取扱い)	(東海道本線（新幹線）、山陽本線（新幹線）、東北本線（新幹線）、高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）、信越本線（新幹線）、 <u>鹿児島本線（新幹線）及び長崎本線（新幹線）</u> に対する取扱い)
<b>第16条の2</b> 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。	<b>第16条の2</b> 次の各号の左欄に掲げる線区と当該右欄に掲げる線区とは、同一の線路としての取扱いをする。
(1) 東海道本線、 <u>山陽本線</u> 中神戸・新下関間	(1) 東海道本線 <u>及び</u> 山陽本線中神戸・新下関間
東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間	東海道本線（新幹線）及び山陽本線（新幹線）中新神戸・新下関間
(2) 東北本線	(2) 東北本線
東北本線（新幹線）	東北本線（新幹線）

改正前		改正後	
(3) 高崎線、上越線及び信越本線	高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）	(3) 高崎線、上越線及び信越本線	高崎線（新幹線）、上越線（新幹線）及び信越本線（新幹線）
(4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間	鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間	(4) 鹿児島本線中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間	鹿児島本線（新幹線）中博多・新八代間及び川内・鹿児島中央間
		(5) <u>長崎本線中諫早・長崎間（現川経由）</u>	<u>長崎本線（新幹線）</u>
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間内の駅（品川、小田原、三島、静岡、名古屋、米原、新大阪、西明石、福山、三原、広島、徳山、福島、仙台、一ノ関、北上、盛岡、熊谷、高崎、越後湯沢、長岡、新潟、博多、久留米、筑後船小屋及び熊本の各駅を除く。）を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして旅客の取扱いをする。		2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区間内の駅（品川、小田原、三島、静岡、名古屋、米原、新大阪、西明石、福山、三原、広島、徳山、福島、仙台、一ノ関、北上、盛岡、熊谷、高崎、越後湯沢、長岡、新潟、博多、久留米、筑後船小屋及び熊本の各駅を除く。）を発駅若しくは着駅又は接続駅とする場合は、線路が異なるものとして旅客の取扱いをする。	
(中略)		(中略)	
(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線及び北海道新幹線に対する取扱い)		(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、 <u>北海道新幹線及び西九州新幹線</u> に対する取扱い)	
<b>第16条の4</b> 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間 <u>及び</u> 北海道新幹線新青森・新函館北斗間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。		<b>第16条の4</b> 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・金沢間、九州新幹線新八代・川内間、 <u>北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間</u> については、単一の線路として旅客の取扱いをする。	
(中略)		(中略)	
(急行券の発売)		(急行券の発売)	
<b>第57条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。		<b>第57条</b> 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。	
(1) 特別急行券		(1) 特別急行券	
イ 指定席特急券		イ 指定席特急券	
(中略)		(中略)	

改正前	改正後
<p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、（イ）の j に定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>（イ） 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間  東京・新横浜間  三 島・静 岡間  静 岡・浜 松間  豊 橋・名古屋間  福 山・三 原間  三 原・広 島間  新山口・新下関間  東 京・大 宮間  古 川・一ノ関間  一ノ関・北 上間  北 上・盛 岡間  熊 谷・高 崎間  博 多・久留米間</p> <p>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</p> <p>(中略)</p>	<p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第 13 条第 3 項の規定により B 寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席（自由席のない列車にあつては、指定席）を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、（イ）の j に定める区間にあつては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</p> <p>（イ） 新幹線</p> <p>a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間  東京・新横浜間  三 島・静 岡間  静 岡・浜 松間  豊 橋・名古屋間  福 山・三 原間  三 原・広 島間  新山口・新下関間  東 京・大 宮間  古 川・一ノ関間  一ノ関・北 上間  北 上・盛 岡間  熊 谷・高 崎間  博 多・久留米間  <u>新大村・長 崎間</u></p> <p>b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間</p> <p>(中略)</p>
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗</p>

改正前	改正後
<p>車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>	<p>車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。</p> <p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>
(中略)	(中略)
<p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>	<p>(9) 札幌・網走間及び札幌・稚内間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、旭川駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、旭川・網走間の特別急行列車の停車駅と旭川・稚内間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p> <p><u>(10) 武雄温泉・長崎間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</u></p>
<p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p>	<p>3 団体旅客又は貸切旅客に対する急行券は、団体乗車券又は貸切乗車券によって発売する。この場合、指定席特急券のときは、第21条第4項に規定する団体乗車券又は貸切乗車券の購入期限までにこれを購入しなければならない。</p>
(中略)	(中略)
<p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、ちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p>	<p>9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。</p> <p>(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、ちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。</p>

改正前	改正後
<p>(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</p> <p>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車<u>かもめ号</u>。</p> <p>(4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。</p> <p>(5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	<p>(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。</p> <p>(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車<u>かささぎ号</u>。</p> <p>(4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。</p> <p>(5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p>
<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 3</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの (イ) の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの (ハ) の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の<u>新幹線</u>以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 月 16 日から 2 月末日まで</li> <li>6 月 1 日から同月 30 日まで</li> <li>9 月 1 日から同月 30 日まで</li> <li>11 月 1 日から 12 月 20 日まで</li> </ul>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 3</b> 第 57 条第 1 項第 1 号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの (イ) の j の規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第 125 条第 1 項第 1 号ロの (ハ) の b 及び c に定める列車に乗車する場合並びに別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の<u>鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線</u>以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 月 16 日から 2 月末日まで</li> <li>6 月 1 日から同月 30 日まで</li> <li>9 月 1 日から同月 30 日まで</li> <li>11 月 1 日から 12 月 20 日まで</li> </ul>

改正前	改正後
<p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <p>1月7日から2月末日まで</p> <p>4月21日から同月26日まで</p> <p>5月7日から同月10日まで</p> <p>6月1日から7月15日まで</p> <p>9月1日から10月10日まで</p> <p>11月1日から12月27日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>3月21日から4月5日まで</p> <p>4月28日から5月6日まで</p> <p>7月21日から8月31日まで</p> <p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>(イ) 3月21日から4月5日まで</p> <p>(ロ) 8月1日から同月9日まで</p> <p>(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき</p>	<p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）</p> <p>次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに祝日法に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき</p> <p>1月7日から2月末日まで</p> <p>4月21日から同月26日まで</p> <p>5月7日から同月10日まで</p> <p>6月1日から7月15日まで</p> <p>9月1日から10月10日まで</p> <p>11月1日から12月27日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>3月21日から4月5日まで</p> <p>4月28日から5月6日まで</p> <p>7月21日から8月31日まで</p> <p>12月25日から翌年1月10日まで</p> <p>ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車場合を除く。）</p> <p>(イ) 3月21日から4月5日まで</p> <p>(ロ) 8月1日から同月9日まで</p> <p>(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき</p>

改正前	改正後
<p>7月1日から同月31日まで 9月1日から同月30日まで 10月1日から同月31日まで 11月1日から同月30日まで</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）に限る。</p> <p>1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで</p> <p>(中略)</p>	<p>7月1日から同月31日まで 9月1日から同月30日まで 10月1日から同月31日まで 11月1日から同月30日まで</p> <p>(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）に限る。</p> <p>1月1日から同月6日まで 4月27日から5月6日まで 8月10日から同月19日まで 12月28日から同月31日まで</p> <p>(中略)</p>
<p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p>	<p>6 旅客が、東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合（新幹線の2個以上の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合を含む。）は、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。</p> <p><u>7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ぷらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</u></p>

改正前	改正後
<p>(特定の普通急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 4</b> 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p><b>第 125 条</b> 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(i) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ナの 2、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>	<p>(特定の普通急行券の発売)</p> <p><b>第 57 条の 4</b> 第 57 条第 1 項第 2 号の規定により普通急行券を発売する場合、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p><b>第 125 条</b> 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(i) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1 人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の指定席特急料金別表第 2 号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を、同条同項第 3 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 400 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ii) 立席特急料金</p> <p>a b、c、d、e、f 及び g 以外の立席特急料金別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ナの 2、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>



改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金  a b、c 及び d 以外の自由席特急料金  別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金  a b、c 及び d 以外の自由席特急料金  別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>
<p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区  (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p>	<p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線以外の線区  (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金</p>
<p>(中略)</p> <p>(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金  次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。  a b 以外の特別急行料金  (a) 指定席特急料金  次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、また、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>	<p>(中略)</p> <p>(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項第 1 号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金  次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a 又は b に定める指定席特急料金に 210 円を加算した額とする。  a b 以外の特別急行料金  (a) 指定席特急料金  次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とし、また、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。</p>

改正前										改正後											
営業キロ 地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	301キロメートル以上			営業キロ 地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	301キロメートル以上		
料 金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130			料 金	円 1,030	円 1,280	円 1,530	円 1,730	円 2,330	円 2,730	円 2,930	円 3,130		
(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。										(b) 立席特急料金及び自由席特急料金 (a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。ただし、乗車区間が門司港又は行橋・博多間の停車駅相互間であって、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、次表に定める料金とする。											
営業キロ 地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで							営業キロ 地帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで						
料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400							料 金	円 700	円 950	円 1,200	円 1,400						
b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。 (a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき ① 指定席特急料金 1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、600円とする。 ② 立席特急料金及び自由席特急料金 600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800円とする。										b 次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷらす3号に乗車する場合の特別急行料金を除く。 (a) 乗車区間が門司港若しくは下曾根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間(25km以内の区間及び(b)に定める区間を除く。)のとき ① 指定席特急料金 1,130円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,330円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、600円とする。 ② 立席特急料金及び自由席特急料金 600円とする。ただし、乗車区間が門司港又は下曾根・博多間の停車駅相互間(25km以内の区間を除く。)であつて、旅客が同区間の特別急行列車(かいおう号を除く)に乗車した後に車内で発売するものにあつては、800円とする。											

改正前	改正後																																																
<p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間するとき</p> <p>① 指定席特急料金 1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、500円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 500円とする。</p>	<p>(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間、国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間するとき</p> <p>① 指定席特急料金 1,030円とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、1,230円とし、同条第3項の規定により発売するものにあつては、500円とする。</p> <p>② 立席特急料金及び自由席特急料金 500円とする。</p> <p><u>ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金</u></p> <p><u>(イ) 指定席特急料金</u> 次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とし、また、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: left; vertical-align: middle;">在来線 新幹線</th> <th colspan="6">営業キロ地帯（武雄温泉から）</th> </tr> <tr> <th>25キロ</th> <th>50キロ</th> <th>75キロ</th> <th>100キロ</th> <th>150キロ</th> <th>200キロ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>メート ルまで</td> <td>メート ルまで</td> <td>メート ルまで</td> <td>メート ルまで</td> <td>メート ルまで</td> <td>メート ルまで</td> </tr> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>新大村</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td>円 2,110</td> <td>円 2,330</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,740</td> <td>円 3,280</td> <td>円 3,640</td> </tr> <tr> <td>長崎</td> <td>円 2,560</td> <td>円 2,780</td> <td>円 3,010</td> <td>円 3,190</td> <td>円 3,730</td> <td>円 4,090</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金</u> (イ)の表に定める料金から530円を低減した額とする。</p>	在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）						25キロ	50キロ	75キロ	100キロ	150キロ	200キロ		メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640	長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090
在来線 新幹線	営業キロ地帯（武雄温泉から）																																																
	25キロ	50キロ	75キロ	100キロ	150キロ	200キロ																																											
	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで	メート ルまで																																											
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																											
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																											
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640																																											
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090																																											

改正前		改正後																									
<p>(2) 普通急行料金</p> <p>イ ロ以外の普通急行料金</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地帯</td> <td>50 キロメ ートルま で</td> <td>100 キロメ ートルま で</td> <td>150 キロメ ートルま で</td> <td>200 キロメ ートルま で</td> <td>201 キロメ ートル以 上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 560</td> <td>円 760</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,320</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p><b>第130条</b> 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、<del>長崎本線中佐賀・長崎間は1,050円</del>、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は1,600円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320円とする。</p>		営業キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロメ ートルま で	150 キロメ ートルま で	200 キロメ ートルま で	201 キロメ ートル以 上	料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320	<p><u>(ハ) 特定特急料金</u></p> <p><u>嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)の表に定める料金から880円を低減した額とする。</u></p> <p>(2) 普通急行料金</p> <p>イ ロ以外の普通急行料金</p> <table border="1"> <tr> <td>営業キロ 地帯</td> <td>50 キロメ ートルま で</td> <td>100 キロメ ートルま で</td> <td>150 キロメ ートルま で</td> <td>200 キロメ ートルま で</td> <td>201 キロメ ートル以 上</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td>円 560</td> <td>円 760</td> <td>円 1,000</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,320</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>(特別車両料金)</p> <p><b>第130条</b> 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)</p> <p>次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は1,600円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は320円とする。</p>		営業キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロメ ートルま で	150 キロメ ートルま で	200 キロメ ートルま で	201 キロメ ートル以 上	料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320
営業キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロメ ートルま で	150 キロメ ートルま で	200 キロメ ートルま で	201 キロメ ートル以 上																						
料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320																						
営業キロ 地帯	50 キロメ ートルま で	100 キロメ ートルま で	150 キロメ ートルま で	200 キロメ ートルま で	201 キロメ ートル以 上																						
料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320																						

改正前					改正後				
	営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上		営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
	料 金	円 1,050	円 1,600	円 2,570		料 金	円 1,050	円 1,600	円 2,570
	b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)					b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)			
	営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上		営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
	料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150		料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150
	c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A) 次表に定める料金とする。ただし、 <del>長崎本線中佐賀・長崎間は1,680円</del> 、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は2,720円とする。					c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A) 次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は2,720円とする。			
	営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上		営業キロ 地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
	料 金	円 1,680	円 2,720	円 3,770		料 金	円 1,680	円 2,720	円 3,770
	(中略)					(中略)			
	ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)					ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)			
	(中略)					(中略)			

改正前

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、~~長崎本線中佐賀・長崎間は2,100円~~、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は3,200円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は640円とする。

営業キロ 地 帯	100 キロメ ートルまで	200 キロメ ートルまで	201 キロメ ートル以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,100	円 3,200	円 5,140

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

**第188条** 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

(10) 第57条の2又は第61条の2の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

乗 継

改正後

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間(200 km以内の場合を除く。)は3,200円、博多・直方間(篠栗線・筑豊本線経由)に運転する特別急行列車の停車駅相互間は640円とする。

営業キロ 地 帯	100 キロメ ートルまで	200 キロメ ートルまで	201 キロメ ートル以上
1室当りの料金 (設備定員4人)	円 2,100	円 3,200	円 5,140

(中略)

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

**第188条** 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。



(1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

(10) 第57条の2又は第61条の2の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

乗 継

改正前	改正後
<p>(11) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの</p> <p>イ 第57条の5第1項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="241 411 483 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>ロ 第57条の5第1項後段の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="241 544 483 628" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>遅れ承知(割引) 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第11号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p><b>第211条</b> 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用</p> <p>イ 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式</p> <p>(イ) 一般用</p>	<p><u>(11) 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行券に対するもの</u></p> <div data-bbox="1249 245 1637 330" style="border: 1px solid red; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>幹特在特 又は「幹特在特」</p> </div> <p>(12) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの</p> <p>イ 第57条の5第1項本文の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="1249 411 1491 496" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>遅れ承知 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>ロ 第57条の5第1項後段の規定に該当するもの</p> <div data-bbox="1249 544 1491 628" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>遅れ承知(割引) 遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</p> </div> <p>2 常備式の乗車券類に前項第1号、第4号及び第12号ロに規定する記号を表示して発売する場合は、当該乗車券類に表示されている旅客運賃・料金額及び有効期間を訂正しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(常備急行券の様式)</p> <p><b>第211条</b> 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 指定席特急券大人小児用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 自由席特急券大人小児用</p> <p>イ 一般用</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ハ 着駅名表示式</p> <p>(イ) 一般用</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 乗車券類発売機用 a 大型券売機大人小児用</p>  <p>備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。</p> <p>(注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第11号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 乗車券類発売機用 a 大型券売機大人小児用</p>  <p>備考 「発売当日限り有効」を「1日間有効」と表示することがある。</p> <p>(注) 第57条の5第1項の規定により発売する場合は、第188条第1項第12号に規定する記号は「遅れ承知・割引」の例により表示される。</p>
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第289条</b> 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合(た</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)</p> <p><b>第289条</b> 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によって旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によって旅行を継続する場合(た</p>



改正前	改正後
<p>だし、当社が特に認めた場合を除く。)、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を經由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を經由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p>(1) 乗車中の急行列車が運行不能となったとき  (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき  (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって特別車両券(A)を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなったとき</p> <p>2 急行券を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、第1号から第3号までの1に該当するときは、その急行料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額(10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額)の払いもどしを請求することができる。この場合、第57条第2項、第6項及び第8項の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうち1個列車が該当する場合であっても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。</p> <p>(1) 急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき  (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき  (3) 急行列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき  (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して特別急行列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき</p> <p>3 前項の場合であって、第57条第7項の規定を適用して発売した東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の特別急行券のうち、一部の列車が前項第2号の事由に該当するときは、その該当する列車に乗車を予定していた区間に対する当該列車を利用した場合の特別急行</p>	<p>だし、当社が特に認めた場合を除く。)、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、<u>長崎本線(現川経由)</u>、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を經由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を經由する特別急行列車によって旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によって旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。</p> <p>(1) 乗車中の急行列車が運行不能となったとき  (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき  (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によって特別車両券(A)を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなったとき</p> <p>2 急行券を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、第1号から第3号までの1に該当するときは、その急行料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額(10円未満の端数を切り上げて10円単位とした額)の払いもどしを請求することができる。この場合、第57条第2項、第6項及び第8項の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうち1個列車が該当する場合であっても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。</p> <p>(1) 急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき  (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき  (3) 急行列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき  (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して特別急行列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき</p> <p>3 前項の場合であって、第57条第7項の規定を適用して発売した東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の特別急行券のうち、一部の列車が前項第2号の事由に該当するときは、その該当する列車に乗車を予定していた区間に対する当該列車を利用した場合の特別急行</p>

改正前	改正後
<p>料金に限って、払いもどしを請求することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)</p> <p><b>第308条の2</b> 前条第1項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車(ただし、別に定める列車を除く。)に乗車する場合は、前条第1項に規定する制限内であって、かつ、3辺の最大の和が160センチメートルを超える物品(ただし、前条第2項に規定する物品を除く。)については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、第312条の規定にかかわらず、旅客の1回の乗車ごとに持込手数料1,000円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券(満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。)にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。</p> <p>3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、次の各号の1に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。</p> <p>(1) 第284条第1項第1号ただし書又は同条同項第2号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき</p> <p>(2) 第285条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>(3) 第289条第1項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が</p>	<p>料金に限って、払いもどしを請求することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(東京・博多間、博多・鹿児島中央間及び武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車における無料手回り品の持込方等)</p> <p><b>第308条の2</b> 前条第1項の規定にかかわらず、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車(ただし、別に定める列車を除く。)に乗車する場合は、前条第1項に規定する制限内であって、かつ、3辺の最大の和が160センチメートルを超える物品(ただし、前条第2項に規定する物品を除く。)については、その乗車区間に対して、当社が別に定める座席を指定する指定券を当該列車に乗車する前に購入することをもって、これを車内に持ち込むことができる。</p> <p>2 旅客が、前項の規定による指定券を当該列車に乗車する前に購入しないで当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、当社が特に認めたときは、第312条の規定にかかわらず、旅客の1回の乗車ごとに持込手数料1,000円を収受したうえで、乗車を継続させることがある。この場合、前項の規定による指定券(満席等のときは、当該座席以外の指定席の座席車又は特別車両の座席を指定する指定券とする。)にかかる発売又は変更等の取扱いを行うものとする。</p> <p>3 旅客が、前各項の規定にかかわらず、当該物品を車内に持ち込んだ場合であって、次の各号の1に該当するときは、当該物品の持込みを認めることがある。</p> <p>(1) 第284条第1項第1号ただし書又は同条同項第2号の規定により、無賃送還区間を新幹線の特別急行列車により乗車させるとき</p> <p>(2) 第285条の規定による他経路乗車の取扱いにより、他の特別急行列車から東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>(3) 第289条第1項の規定により、同一方向の他の新幹線の特別急行列車に乗車させるとき</p> <p>4 旅客は、前各項の規定により、当該物品を車内に持ち込んだ場合は、当社が</p>

改正前	改正後
<p>別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。</p> <p>(東京・博多間及び博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等)</p> <p><b>第308条の3</b> 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第1項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第4項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。</p> <p>2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。</p> <p>(中略)</p> <p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p> <p><b>第312条</b> 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条若しくは第308条の2第1項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東日本旅客鉄道株式会社荷物営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第5号。以下「荷物規則」という。)に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃(危険品にあつては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。)及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあ</p>	<p>別に定める新幹線手回り品保管場所又は係員が指定する保管場所に当該物品を保管しなければならない。</p> <p>(東京・博多間、博多・鹿児島中央間及び武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車の新幹線手回り品保管場所の使用方等)</p> <p><b>第308条の3</b> 前条の規定によるほか、旅客が、東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車の車内に物品を持ち込む場合であって、前条第1項に規定する指定券を所持しているときは、当該指定券により指定した乗車する日、列車、乗車区間において、前条第4項に規定する新幹線手回り品保管場所を使用することができる。</p> <p>2 旅客が持ち込んだ物品の形状の他、車内の状況等により、その物品の一部又は全部を新幹線手回り品保管場所に保管することができない場合は、車内において係員が他の保管場所を指定することがある。この場合、当該保管場所を新幹線手回り品保管場所とみなして取り扱う。</p> <p>(中略)</p> <p>(持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)</p> <p><b>第312条</b> 旅客が、第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条若しくは第308条の2第1項の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により東日本旅客鉄道株式会社荷物営業規則(昭和62年4月東日本旅客鉄道株式会社公告第5号。以下「荷物規則」という。)に定める荷物運賃及び増運賃を収受する。</p> <p>(1) 第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき</p> <p>当該物品1個ごとの重量によって計算した相当小荷物運賃(危険品にあつては、荷物規則別表第1項第3号アの規定による10割増の割増小荷物運賃を適用する。)及びその10倍に相当する増運賃を収受するほか、危険品にあ</p>

改正前	改正後
<p>っては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。</p>	<p>っては、次に定める増運賃を合わせて収受する。この場合、当該物品中に危険品以外の物品を混じたときは、危険品の重量（容器又は荷造りの重量を含む。）のみについて計算する。</p>
<p>イ 火薬類 1キログラムについて 1,000円</p>	<p>イ 火薬類 1キログラムについて 1,000円</p>
<p>ロ その他の危険品 1キログラムについて 300円</p>	<p>ロ その他の危険品 1キログラムについて 300円</p>
<p>(2) 第308条の2第1項の規定による指定券を東京・博多間又は博多・鹿児島中央間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき</p>	<p>(2) 第308条の2第1項の規定による指定券を東京・博多間、博多・鹿児島中央間又は武雄温泉・長崎間の新幹線の特別急行列車に乗車する前に購入しないで同条同項の規定による物品を持ち込んだとき</p>
<p>車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃(持込物品が2個以上であって、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。)及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限って収受する。</p>	<p>車内に持ち込んだ物品の総重量によって計算した相当小荷物運賃(持込物品が2個以上であって、それぞれ適用する小荷物運賃を異にするときは、その全部に対し最高割増を適用して計算する。)及びその2倍に相当する増運賃を収受する。ただし、増運賃は、旅客が、物品の無賃運送を図り荷物運賃を免がれる意思が明らかであるときに限って収受する。</p>
<p>(3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき前号の規定を準用する。</p>	<p>(3) 前各号の外、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき前号の規定を準用する。</p>
<p>2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。</p>	<p>2 前項に規定する荷物運賃及び増運賃は、次の各号に定める区間を運送するものとして計算する。</p>
<p>(1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。</p>	<p>(1) 前項第1号のときは、乗車券に表示された区間。ただし、旅客が有効の乗車券を所持しないときは、旅客の乗車区間、また、その乗車区間が判明しないときは、当該列車の運転区間とする。</p>
<p>(2) 前項第2号のときは、旅客が当該新幹線の特別急行列車に乗車した駅(乗車した駅が判明しないときは、列車の発駅)と、旅客を下車させた駅との区間。</p>	<p>(2) 前項第2号のときは、旅客が当該新幹線の特別急行列車に乗車した駅(乗車した駅が判明しないときは、列車の発駅)と、旅客を下車させた駅との区間。</p>
<p>(3) 前項第3号のときは、乗車券に表示された発駅(旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅)と、旅客を下車させた駅との区間。</p>	<p>(3) 前項第3号のときは、乗車券に表示された発駅(旅客が有効の乗車券を所持していないときは、列車の発駅)と、旅客を下車させた駅との区間。</p>
<p>3 着駅において、旅客が第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前2項の規定を準用する。</p>	<p>3 着駅において、旅客が第307条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことのできない物品又は第308条の規定による持込制限を超える物品を当社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前2項の規定を準用する。</p>

改正前				改正後			
(中略)				(中略)			
<b>別表第 1 号の 3</b>		<b>【第 58 条】</b>		<b>別表第 1 号の 3</b>		<b>【第 58 条】</b>	
グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間				グランクラス (A) を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間			
列車名	運転区間 (左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)			列車名	運転区間 (左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)		
はやぶさ号	東京	盛岡		はやぶさ号	東京	盛岡	
		新青森				新青森	
		新函館北斗				新函館北斗	
かがやき号 <b>はくたか号</b>	東京	金沢		かがやき号	東京	金沢	
(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。				(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス (A) を設備した特別急行列車として運転する。			
(中略)				(中略)			
<b>別表第 2 号ノ</b>		<b>【第 125 条 (北海道)】</b>		<b>別表第 2 号ノ</b>		<b>【第 125 条 (北海道)】</b>	
新幹線指定席特急料金				新幹線指定席特急料金			
(円)				(円)			
駅名	新青森	奥津軽いまべつ	木古内	駅名	新青森	奥津軽いまべつ	木古内
奥津軽いまべつ	2,560			奥津軽いまべつ	2,560		
木古内	3,380	2,560		木古内	3,380	2,560	
新函館北斗	4,530	3,380	2,560	新函館北斗	4,530	3,380	2,560

改正前	改正後																									
<p>別表第2号の2</p> <p>(以下略)</p> <p>【第208条】</p>	<p>別表第2号才 <span style="float: right;">【第125条(西九州)】</span></p> <p>新幹線指定席特急料金</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" data-bbox="1160 325 1951 544"> <thead> <tr> <th>駅名</th> <th>武雄温泉</th> <th>嬉野温泉</th> <th>新大村</th> <th>諫早</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>嬉野温泉</td> <td>1,790</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新大村</td> <td>1,790</td> <td>1,790</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諫早</td> <td>1,790</td> <td>1,790</td> <td>1,790</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎</td> <td>2,290</td> <td>2,290</td> <td>1,790</td> <td>1,790</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2号の2</p> <p>(以下略)</p> <p>【第208条】</p>	駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早	嬉野温泉	1,790				新大村	1,790	1,790			諫早	1,790	1,790	1,790		長崎	2,290	2,290	1,790	1,790
駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早																						
嬉野温泉	1,790																									
新大村	1,790	1,790																								
諫早	1,790	1,790	1,790																							
長崎	2,290	2,290	1,790	1,790																						